

## 報告第4号

グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例の改正の専決処分について

グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例（平成23年前橋市条例第11号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和3年5月26日提出

前橋市長 山 本 龍